

# 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案の概要

## 1. 目的

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とする。

**独立行政法人改革等に関する基本的な方針**  
(平成25年12月24日閣議決定)【抜粋】  
各法人等について講ずべき措置  
【大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター】  
○ 上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。

**各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について**(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)  
【抜粋】  
2. 各措置の実施時期

措 置	実 施 時 期
大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	平成28年4月

## 2. 改正の概要

### (独) 大学評価・学位授与機構の概要

- 【H26年度予算】  
運営費交付金 約12億5千万円
- 【組織等】
- ・ 役員：5名(機構長、理事2、監事2)
  - ・ 職員：133名(H26.4現在)
  - ・ 所在地：東京都
- 【業務】
- ① 大学評価  
(認証評価、国立大学法人教育研究評価等)
  - ② 学位授与
  - ③ 大学評価や学位に関する調査研究
  - ④ 大学評価や学位に関する情報提供 等

### (独) 国立大学財務・経営センターの概要

- 【H26年度予算】  
運営費交付金 約3億円
- 【組織等】
- ・ 役員：4名(理事長、理事1、監事2)
  - ・ 職員：18名(H26.4現在)
  - ・ 所在地：千葉県
- 【業務】
- ① 施設費貸付事業
  - ② 施設費交付事業
  - ③ 国から継承した債務の償還 等

## 両法人の統合

### (1) 新法人の概要

- 新法人の名称は「**独立行政法人大学改革支援・学位授与機構**」とし、大学評価・学位授与機構を中核として、新たな体制を整備する。(新機構法第2条関係)  
※新法人においては、役員数を4名削減するなど、事務の合理化、効率化を図る。
- 新法人は、現在の大学評価・学位授与機構と、国立大学財務・経営センターの業務を引き継ぐものとする。(新機構法第16条関係)

### (2) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの解散

- 国立大学財務・経営センターを解散し、その権利・義務を大学改革支援・学位授与機構に承継する。(附則第2条関係)

## 3. 施行期日

平成28年4月1日

## (参考) 両法人の業務

認証評価等により各大学の教育研究活動の改善を図ってきた大学評価・学位授与機構と、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付等を行ってきた国立大学財務・経営センターの両法人が統合することにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施することが可能となる。

また、両法人の管理部門の統合による事務の合理化や業務の効率化が図られる。

### (独) 大学評価・学位授与機構の業務

#### ① 大学評価

大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること  
(認証評価、国立大学の教育研究評価等)

#### ② 学位授与

学校教育法第104条第4項の規定により、学位を授与すること

対象	学位の種類	授与実績	累計
短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等	学士	2,572人 (平成25年度)	41,096人 (平成4～25年度)
各省庁大学校の認定課程修了者	学士・修士・博士	1,133人 (平成25年度)	24,369人 (平成3～25年度)

#### ③ 大学評価や学位に関する調査研究及び情報提供

大学評価の手法及び評価指標の研究開発等や、学位の構造・機能と国際通用性に関する調査研究等を行うとともに、諸外国の大学評価に関する情報を収集して、情報提供を行うこと  
<具体的な内容>

- ・国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究
- ・学位の要件となる学習の評価に関する調査研究 等

### (独) 国立大学財務・経営センターの業務

#### ① 施設費貸付事業

国立大学法人等に文部科学大臣が定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は施設の設置に必要な資金の貸付けを行うこと

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
合計	32法人87事業 約582億円	33法人74事業 約390億円	36法人89事業 約521億円	34法人83事業 約535億円	35法人73事業 約618億円

#### ② 施設費交付事業

国立大学法人等に対し、文部科学大臣が定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は施設の設置に必要な資金の交付を行うこと

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
合計	90法人 約233億円	90法人 約71億円	90法人 約70億円	90法人 約55億円	90法人 約55億円

#### ③ 旧特定学校財産の管理処分

旧特定学校財産(大規模移転跡地)の管理及び処分の促進を図ること

#### ④ 承継債務償還

旧国立学校特別会計の財政投融资資金からの負債を承継し、附属病院を有する国立大学法人からの負担金をとりまとめ、負債及び利息の償還を一括して行うこと